

こしき地域流通販売促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げるこしき地域流通販売促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、農林漁業者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 甑島地域に住所を有し、かつ、現に甑島地域で農林漁業を営む個人（規則第5条の規定による交付申請書の提出日（以下単に「提出日」という。）の属する年の前年における農林漁業に係る収入（その者が農林漁業に必要な作業に従事することによって得られた収入を含む。）の額がおおむね50万円以上である者に限る。）
- (2) 前号で掲げる者で構成された団体
- (3) 甑島地域に主たる事業所を有する農地所有適格法人又は漁業生産組合
- (4) 甑島地域に主たる事業所を有する法人等（現に市内で農林漁業を営み、かつ、北さつま農業協同組合、甑島漁業協同組合の組合員であるもので、提出日の属する年の前年における農林漁業に係る収入の額がおおむね50万円以上であるものに限る。）

(補助事業者等の要件)

第3条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 地区コミュニティ協議会又はその下部組織の団体でないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと（法人以外の団体にあつては、その構成員の全てが市税を滞納していないこと。）。

(補助事業等の要件)

第4条 補助事業等は、農林漁業者自らが生産した生産物や加工品の販売を促進する取組みを目的として行う事業でなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の規定を満たす補助事業等の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 市場調査等に係る経費
 - ア 市場調査に要する経費

- イ 市場の状況に適した専門家等を招聘した場合の経費
 - (2) 販路開拓に係る経費
 - ア 販路拡大のためのチラシ作成費、消耗品費
 - イ SNS等開設に係る経費
 - (3) 直売流通に係る経費
 - ・ 生産物や加工品の直接販売に係る輸送経費、資材等の購入経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 補助事業者等が第2条第1号アに掲げる者に該当する場合
 - ア 前条第1号及び第2号に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし3万円を限度とする。
 - イ 前条第3号に定める経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし15万円を限度とする。

- (2) 補助事業者等が第2条第1号イ、ウ、エに掲げる者に該当する場合
 - ア 前条第1号及び第2号に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし3万円を限度とする。
 - イ 前条第3号に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし25万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業等を開始しようとする前の日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画（実績）書(様式第1号)
- (2) 収支計画（精算）書(様式第2号)
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 補助金に係る規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

当該交付申請書を提出した補助事業者等（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たさない場合

- (1) 当該補助事業が第4条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でな

いと認められる場合

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に係る写真
- (2) 当該補助事業に係る請求書又は領収書等の関係書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第10条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者の数
- (2) 当該補助事業者の販売の状況

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農林水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、令和5年度において検討を行い、その結果に基づいて、令和6年度において所要の措置を講ずるものとする。